第1の3の二の表の注2中「捜索救助用レーダートランスポンダ、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話」を「双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

○総務省告示第五百六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

表の注26⑴アを次のように改める。

ア　設備規則第40条の4第2項から第5項までに規定するインマルサット船舶地球局又は同規則第49条の24各項に規定するインマルサット携帯移動地球局の無線設備

○総務省告示第五百六十三号

平成二十一年総務省告示第三百四号（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件）は、平成二十一年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百六十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

十三　捜索救助用位置指示送信装置（検定規則による型式検定に合格したものに限る。）

○総務省告示第五百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項及び第四十五条の三の二第五号の規定に基づき、捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

一　空中線電力の許容偏差は、（一）三デシベル以内であること。

二　メッセージの送信は、次のとおりとする。

1　メッセージの送信周波数は、一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHzとし、いずれかの周波数から送信を開始し、交互に周波数を切り替えて送信するものであること。

2　一のメッセージの送信時間は、七五分の二秒とし、二秒の送信休止時間後に次のメッセージの送信を開始するものであること。

3　船舶が遭難していることを示すメッセージは、八のメッセージを一の群とし、かつ、A群からH群までの八の群を別図1に示す順序で送信するものであること。

4　前号に掲げる各群におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図2に示すものであること。

5　試験における航行状態のコード番号は、「15」とし、メッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図3に示すものであること。

三　二秒以上送信が続いた場合、一時的に送信を停止する機能を有すること。

別図1　群の送信順序

注1　送信は、A群から開始するものとする。

2　各群（H群を除く。）の送信間隔は、60秒とする。

3　H群の送信間隔は、54秒以上66秒以下とする。

別図2　遭難していることを示すメッセージの送信順序及びメッセージ番号

1　A群及びE群

注　括弧内の数字は、ＩＴＵ－Ｒ勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

2　1以外の群

注　括弧内の数字は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

別図3　試験におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号

注　括弧内の数字は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。